

平成28年度の「補足」と「注意事項」

〔事実関係に関する補足〕

- 1 〔平成28年4月11日甲野花子から聴取した内容〕，〔平成28年5月25日関係当事者から聴取した内容等〕及び〔平成28年6月24日関係当事者から聴取した内容等〕は全て真実に合致しており，また，これらに基づく行為や司法書士法務直子の説明内容は，全て適法である。
- 2 本件の関係当事者間には，〔平成28年4月11日甲野花子から聴取した内容〕，〔平成28年5月25日関係当事者から聴取した内容等〕，〔平成28年6月24日関係当事者から聴取した内容等〕及び各別紙に記載されている権利義務以外には，実体上の権利義務関係は，存在しない。
- 3 司法書士法務直子は，いずれの登記の申請も，管轄法務局に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 4 登記原因につき第三者の許可，同意又は承諾を要する場合には，各申請日までに第三者の許可，同意又は承諾を得ており，このほか登記の申請に当たって法律上必要な手続は，各申請日までに全てされている。
- 5 司法書士法務直子は，複数の登記の申請をする場合には，申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請したものとする。
- 6 司法書士法務直子は，複数の登記の申請をする場合であり，かつ，登記を申請する順序を問わない場合において，登記記録中甲区に関する登記及び乙区に関する登記の双方を申請するときは，先に甲区に関する登記を申請し，登記記録中同一の区に関する登記を申請するときは，登記原因の日付の古い順に登記を申請し，当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付が同一であり，かつ，申請の前後を問わないものがあるときは，登録免許税が高額となるものから順に申請したものとする。
- 7 司法書士法務直子は，同一の事実に基づき複数の登記所に登記の申請をする場合は，先に甲土地を管轄する登記所に対して登記の申請をしたものとする。
- 8 甲土地は東京法務局渋谷出張所の管轄に属し，乙建物は横浜地方法務局港北出張所の管轄に属している。東京法務局渋谷出張所においては平成19年10月29日にオンラインによる登記の申請が開始され，横浜地方法務局港北出張所においては同年11月5日にオンラインによる登記の申請が開始された。
- 9 平成28年1月1日現在の甲土地に係る課税標準の額は6,259万2,323円とする。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に申請人についての解答を記載するに当たっては，次の要領で行うこと。
 - (1) 「義務者」，「申請人」，「（被承継会社）」等の表示も記載する。
 - (2) 住所，本店又は代表機関の資格及び氏名は，記載することを要しない。
- 2 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは，申請人が代位者である旨，当該他人の氏名又は名称及び代位原因をも，第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に記載する。
- 3 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については，会社法人等番号を提供する申請人等の記載の後に続けて，当該申請人等の会社法人等番号を括弧書き

で「(会社法人等番号 0000-00-000000)」の要領で記載する。会社法人等番号は次の〔表3〕のとおりとする。

〔表3〕

商号	会社法人等番号
株式会社A レストラン	0200-01-987654
株式会社H 銀行	0104-01-654321
M 信用金庫	0200-05-567890
株式会社P 商事	0104-01-345678
Q 食品有限会社	0110-02-876543
T 商事株式会社	0111-01-123456

4 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからハまで)を記載する。
- (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからハまで)を記載する。
- (3) 後記【添付情報一覧】のアからハまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
- (4) 後記【添付情報一覧】のツからヌまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。
- (5) 後記【添付情報一覧】のネ又はノの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、当該添付情報の作成者の氏名又は名称を括弧書きで「(何某のもの)」の要領で記載する。
- (6) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

5 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

6 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

7 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、〔平成28年4月11日甲野花子から聴取した内容〕、〔平成28年5月25日関係当事者から聴取した内容等〕及び〔平成28年6月24日関係当事者から聴取した内容等〕に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

8 数字を記載する場合には算用数字を使用すること。

9 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はな

いものとする。

10 訂正，加入又は削除をしたときは，押印や字数を記載することは要しない。ただし，訂正は，訂正すべき字句に横線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は，加入する部分を明示して行い，削除は，削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

平成29年度の「補足」と「注意事項」

〔事実関係に関する補足〕

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。
なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までにそれぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。
また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 2 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務直子の説明内容は、全て適法である。
- 3 司法書士法務直子は、複数の登記の申請をする場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。また、司法書士法務直子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 4 司法書士法務直子は、権利部（甲区）又は権利部（乙区）の各区において、複数の登記の申請をする場合には、登記原因の日付の古い順に登記を申請し、当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付の先後が不明であり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、申請人の数が少ないものから順に申請するものとする。
- 5 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 6 甲建物は東京法務局の管轄に属している。また、司法書士法務直子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 7 平成29年1月1日現在の甲建物に係る課税標準の額は8,378万5,923円とする。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 申請人について「権利者」、「義務者」、「申請人」、「（被承継会社）」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について住所、本店又は代表機関の資格及び氏名は、記載することを要しない。
 - (3) 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び代位原因をも記載する。
 - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供することができない理由を記載する。
- 2 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については、会社法人等番号を提供する申請人等の記載の後に続けて、当該申請人等の会社法人等番号を括弧書きで「（会社法人等番号 0000-00-000000）」の要領で記載する。会社法人等番号は、次の〔表〕のとおりとする。

[表]

商号	会社法人等番号
株式会社すみれ銀行	0100-01-123456
株式会社わかば銀行	0100-01-654321
株式会社ベイパスタ	0200-01-567890
もみじファイナンス株式会社	0104-01-345678

3 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからヌまで）を記載する。

(2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからヌまで）を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のアからヌまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。

(4) 後記【添付情報一覧】のツからヌまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。

(5) 後記【添付情報一覧】のキを記載するときは、記号の後に続けて、キの括弧書きの「（何の事実を証するもの）」に当該事実を補い、「キ（売買の事実を証するもの）」の要領で記載する。なお、キのほかに添付をすることができる添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、キを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。

(6) 後記【添付情報一覧】のニ又はヌの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ニ又はヌの括弧書きの「（何某のもの）」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ニ（株式会社XYZ銀行のもの）」の要領で記載する。

(7) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

4 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

5 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄（(3)を除く。）から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

6 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

7 数字を記載する場合には算用数字を使用すること。

8 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

9 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

平成30年度の「補足」と「注意事項」

〔事実関係に関する補足〕

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。
なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。
また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 2 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務直子の説明内容は、全て適法である。
- 3 司法書士法務直子は、複数の登記の申請をする場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。また、司法書士法務直子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 4 司法書士法務直子は、権利部（甲区）又は権利部（乙区）の各区において、複数の登記の申請をする場合には、登記原因の日付の古い順に登記を申請し、当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付の先後が不明であり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、申請人の数が少ないものから順に申請するものとする。
- 5 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 6 香川市は香川県に属しており、甲土地及び乙土地は高松法務局の管轄に属している。また、司法書士法務直子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 7 平成30年1月1日現在の甲土地に係る課税標準の額は、37万5600円とする。

〔答案作成に当たっての注意事項〕

- 1 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「（被承継会社）」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (3) 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び代位原因をも記載する。
- 2 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからムまで）を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからムまで）を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のAからムまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。

(4) 後記【添付情報一覧】のタからナまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。

(5) 後記【添付情報一覧】のハを記載するときは、記号の後に続けて、ハの括弧書きの「（何の事実を証するもの）」に当該事実を補い、「ハ（売買の事実を証するもの）」の要領で記載する。なお、ハのほかに添付をすることができる添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、ハを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。

(6) 後記【添付情報一覧】のヒ又はフの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ヒ又はフの括弧書きの「（何某のもの）」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ヒ（株式会社XYZ銀行のもの）」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。

(7) 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続きをすることができる登記については、後記【添付情報一覧】のへからムまでに掲げられた情報から選択し、その記号（へからムまで）を記載する。

(8) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

3 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄から第3欄まで（第2欄(2)は除く。）の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

7 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

平成31年度の「補足」と「注意事項」

〔事実関係に関する補足〕

- 1 司法書士法務律子が、平成31年1月25日に行った登記の申請は、同年2月7日に完了している。
- 2 平成31年4月5日、別紙6の契約に基づき、甲区分建物の売買代金の全額の支払及び受領が完了した。
- 3 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 4 〔平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容〕及び〔平成31年3月22日甲山大介から聴取した内容〕は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明内容は、全て適法である。
- 5 〔平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容〕の3及び4の依頼に基づき、司法書士法務律子が平成31年1月25日に行った登記の申請は、事前通知の方法により行ったものとする。
- 6 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 7 司法書士法務律子が平成31年1月25日に行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請するものとする。
- 8 司法書士法務律子が平成31年4月5日に行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、登記原因の日付の古い順に登記を申請するものとする。
- 9 本件の関係当事者間には、〔平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容〕、〔平成31年3月22日甲山大介から聴取した内容〕及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 10 甲区分建物、乙土地及び丙土地はいずれも名古屋法務局の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 11 平成30年12月31日及び平成31年1月1日現在の甲区分建物の専有部分に係る課税標準の額は450万円とする。また、平成30年12月31日及び平成31年1月1日現在の乙土地に係る課税標準の額は3200万円とし、丙土地に係る課税標準の額は1500万円とする。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「（被承継会社）」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。

(3) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記識別情報又は登記済証の提供を要する登記の申請をする場合において、申請人が当該登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。

2 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからナまで）を記載する。

(2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからナまで）を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のアからナまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。

(4) 後記【添付情報一覧】のクからサまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。

(5) 後記【添付情報一覧】のソを記載するときは、記号の後に続けて、ソの括弧書きの「（何の事実を証するもの）」に当該事実を補い、「ソ（売買の事実を証するもの）」の要領で記載する。なお、ソに代えて登記原因証明情報の要件を満たす添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、ソを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。

(6) 後記【添付情報一覧】のタ又はチの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、タ又はチの括弧書きの「（何某のもの）」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「タ（株式会社いろは銀行のもの）」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。

(7) 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については、後記【添付情報一覧】ツからナまでに掲げられた情報から選択し、その記号（ツからナまで）を記載する。

(8) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

3 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の登録免許税額欄に解答を記載するに当たっては、当該解答欄に記載の区分に従い登録免許税額の内訳も記載すること。なお、登録免許税額の内訳のうち敷地権に係る税額については、全ての敷地権に係る税額を合計した額を当該解答欄の敷地権の欄に記載すれば足りるものとする。

ただし、不動産の価額が課税標準とならない場合には、当該答案用紙の登録免許税額欄内にある合計の欄に当該申請に係る登録免許税額を記載し、建物及び敷地権の欄には「なし」と記載するものとする。

4 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

5 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

6 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、〔平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容〕及び〔平成31年3月22日甲山大介から聴取した内容〕に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

8 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

9 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

令和2年度の「補足」と「注意事項」

〔事実関係に関する補足〕

- 1 別紙2の遺言書に係る遺言執行者は、選任されていない。
- 2 司法書士法務律子が令和元年11月29日に行った登記の申請は、同年12月10日に完了している。
- 3 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 4 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明内容は、全て適法である。
- 5 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。また、司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 6 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 7 甲土地及び乙建物はいずれも千葉地方法務局の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 8 令和元年11月29日及び令和2年6月10日現在の甲土地の課税標準の額は7654万3210円とする。また、令和2年6月10日現在の乙建物の課税標準の額は、890万1234円とする。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第36問答案用紙の第2欄、第4欄及び第5欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄並びに第3欄の申請人欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「（被承継会社）」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (3) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。
 - (4) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを登記情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからニまで）を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからニまで）を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のアからニまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。

(4) 後記【添付情報一覧】のカからケまでに掲げられた登記識別情報を添付しなければならないときは、その記号を記載する。

(5) 後記【添付情報一覧】のサからソまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。

(6) 後記【添付情報一覧】のテ又はトの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、テ又はトの括弧書きの「（何某のもの）」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「テ（株式会社いろは銀行のもの）」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。

(7) 株式会社E銀行の会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については、後記【添付情報一覧】ニに掲げられた情報を選択し、その記号（ニ）を記載する。

(8) 【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

3 第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額（非課税である場合は、その旨）とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。